

船舶事故調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年5月4日 04時30分ごろ～08時30分ごろの間）
発生場所	不明（静岡県浜松市天竜川河口～同県袋井市中新田浅羽海岸の間）
事故調査の経過	<p>平成25年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{かつ} 勝丸、2.3トン SO3-18552（漁船登録番号）、個人所有 8.79m (Lr) × 1.88m × 0.95m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和60年1月15日 第242-22664号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年8月16日 免許証交付日 平成24年6月11日 （平成29年8月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	右舷ビルジキールが脱落
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成25年5月4日04時30分ごろ、かつおひき縄釣り漁を行うため、天竜川河口西岸の船溜まりを僚船数隻と共に出発した。</p> <p>本船は、沖の方から浅羽海岸に向かって航走して乗り揚げたところを08時30分ごろ、付近で釣りを行っていた人が目撃し、船内に人影が見当たらないので、不審に思い、海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、海上保安庁の巡視艇及び航空機並びに僚船により、捜索が続けられたものの、発見されなかったが、5月末に底引き網漁船の漁網に遺体の一部が入り、鑑定の結果、船長と確認され、後日、死亡届で除籍された。</p> <p>検案書によれば、船長の死因は不詳であった。</p>
気象・海象	気象：浜松特別地域気象観測所の5月4日における気象観測値

時刻	天気	風向	風速 (m/s)	気温 (°C)
04:00	晴れ	WNW	2.9	11.5
05:00	晴れ	NW	2.6	11.5
06:00	晴れ	W	2.1	11.1
07:00	晴れ	WSW	1.8	13.1
08:00	晴れ	WSW	3.1	16.4
09:00	晴れ	W	4.8	18.4

海象：海面水温 約18℃（気象庁 関東・東海・北陸周辺海域日別海面水温における観測値）

国土交通省港湾局全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）によれば、御前崎の本事故当日の有義波及び波向は、次のとおりであった。

04:40 波高 0.26m、周期 4.3秒、波向 南南東
05:00 波高 0.28m、周期 4.1秒、波向 南南東
05:20 波高 0.28m、周期 4.1秒、波向 南南東
05:40 波高 0.28m、周期 3.9秒、波向 南南東
06:00 波高 0.27m、周期 3.9秒、波向 南南東
06:20 波高 0.26m、周期 4.1秒、波向 南南東
06:40 波高 0.26m、周期 4.4秒、波向 南
07:00 波高 0.24m、周期 4.0秒、波向 南南東
07:20 波高 0.23m、周期 4.1秒、波向 南南東
07:40 波高 0.24m、周期 4.1秒、波向 南南東
08:00 波高 0.24m、周期 4.2秒、波向 南南東
08:20 波高 0.21m、周期 4.1秒、波向 南南東

その他の事項

ひき縄釣り漁では、漁船同士が互いに離れて操業するため、本船が操業しているところを見た者はおらず、操業中に僚船同士が情報を携帯電話で交換していたが、途中で本船船長と連絡が取れなくなった。

本船は、ひき縄釣りの漁具を出した状態で乗り揚げており、右舷側のビルジキールが脱落していたものの、他船と衝突したような痕跡は見られなかった。

本事故当時には、陸岸から比較的近い所でカツオが釣れているという情報があり、船長は、本事故当日の朝、少し体調が悪いことを親族に告げたものの、出港した。

船長は、地元の漁業協同組合に所属していたが、漁業の他に職業を持っていた。

船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していたかどうかは不明であった。

本船は、本事故後に解撤処分された。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長の死因は、不詳であった。</p> <p>本船は、04時30分ごろ天竜川河口の船溜まりを出発した後、08時30分ごろ浅羽海岸に無人で乗り揚げたところを目撃され、ひき縄釣りの漁具を出した状態であったことから、この間において、船長が、操業中に落水したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が天竜川河口の船溜まりを出発して操業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人乗りの船舶では、防水型であり、緊急通報時に救助機関が迅速、かつ、正確に位置を特定することができるGPS位置情報等の通知機能が付いた携帯電話を持参することが望ましい。 ・一人乗りの船舶では、エンジン非常停止装置等を装備することが望ましい。